

総務省組織規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

令和6年度機構査定結果に基づき、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

2 改正内容

局名等	改正内容	改正条文
サイバーセキュリティ統括官	参事官付企画官(1)（振替廃止）	第76条

3 公布日

令和6年7月3日

4 施行期日

令和6年7月5日